

松江市 報道提供資料

令和7年5月12日

件名

職員措置請求(住民監査請求)について【有害鳥獣捕獲事業補助金】

内容

令和7年4月11日に提出され、4月17日に受理を決定した職員措置請求(住民監査請求)について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、担当部局の監査を実施し、その結果について請求人あて通知したので、別紙のとおりお知らせします。

【問い合わせ】

監査委員事務局 担当：新宮

電話：0852-55-5445

請求人 ○○○○○○○○

松江市監査委員 三島 康夫
松江市監査委員 安來 弘喜

松江市職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

令和 7 年 4 月 11 日受理した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による松江市職員措置請求（有害鳥獣捕獲事業補助金に関する件）について監査を行ったので、その結果を同条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 松江市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○○○○○○○

2 請求書の提出

請求書の提出日は、令和 7 年 4 月 11 日である。

3 請求の内容

(1) 主張事実（要旨）及び措置要求

（以下の記載は請求人から提出された「松江市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）原文のまま。ただし、事実証明書については省略した）

松江市職員措置請求書

松江市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 対象となる職員

市長及び産業経済部農林基盤整備課における補助金担当職員

(2) 財務会計上の行為等

請求人が「損害の態様」を「請求者が引き取った個体2頭を除く6頭について金90千円の損害」としていることについて、令和5年4月10日に捕獲されたとされる8頭から、請求人が引き取った2頭にかかる支出を損害の対象から除いていること、及び松江市の捕獲奨励事業補助金の金額がイノシシ成獣1頭当たり1万9千円以内とされているのに対し、損害額を1頭当たり1万5千円相当となる6頭分9万円としたことについては疑義があるが、請求書に記載された内容にかかわらず、請求の対象である支出について監査を実施し、必要があると認めた時点で損害の対象となる個体数及び金額を算定すれば足りると判断した。

これ以外の請求に係る要件についても審査を行い、合議により本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

産業経済部 農林基盤整備課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は証拠の提出及び意見の陳述を行わなかった。

3 監査の方法

法第199条第8項の規定により、監査に必要があると認めたため、所管課の事情聴取を行うとともに、書類その他記録の提出を求めることとした。

4 監査の対象事項

(1) 請求内容の整理

本件請求の内容は次のように整理できると判断した。

- ・ 本件請求が対象とする行為は、松江市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱に基づく捕獲奨励事業補助金のうち、令和5年4月10日に捕獲されたイノシシの個体に関する支出である。
- ・ 当該補助金の支出は違法又は不当に行われたと考えられ、これによって松江市は損害を受けた。
- ・ 当該補助金の支出が違法又は不当に行われたと考える根拠は次のとおり。
当該補助金の対象となった捕獲個体の検収方法が、確認書の様式に記載された要件を満たしていないこと。及び、対象となった個体のうち請求人が引き取り確認した個体は耳と尾が欠損しており、雲南市の同様の補助金の対象として検収された個体であることが疑われること。
- ・ 違法又は不当に支出した補助金について、市長及び関係職員が連帯して返還する等必要な措置を講ずるよう求める。また補助金の根拠となる捕獲個体の確認のための検収方法を改めるために必要な措置を講ずるよう求める。

(2) 監査の対象事項

監査の対象事項は、松江市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱に基づく捕獲奨励事業補助金のうち、令和5年4月10日に捕獲されたイノシシの個体に関する支出が違法又は不当に行

みの個体が持ち込まれるなどの不正はなかった。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求については理由がなく、棄却する。

監査委員の判断

対象となる支出の関係書類の確認及び担当部局監査を実施し、請求対象である支出の根拠となるイノシシの個体確認の状況、及びそれ以外の支出手続きの2点に着目して当該補助金の支出が違法又は不当に行われたと言えるかどうかを検討した。

- (1) 支出の根拠となる捕獲したイノシシの個体確認について、本来1件の確認書とすべき5頭の個体を2件の確認書に分けて作成するという誤りがあり、請求人による、捕獲個体の検収方法が確認書の様式に記載された要件を満たしていないとする指摘は根拠があると考えられる。

ただし、松江市職員が捕獲現場へ行き、〇〇〇又は捕獲者がイノシシにとどめを刺す前の時点から対象となる個体の確認を行っているなど、当該個体が松江市の捕獲奨励事業補助金の対象となる個体であることは確認できており、他自治体の同様の補助金の対象として検収された後の個体が本件支出の対象とされたとは言えず、当該個体を根拠とした補助金の支出自体は妥当なものであると判断した。

また、令和5年4月10日に捕獲された8頭のうち、前述の5頭を除く3頭についても同様に検収が行われており、松江市の当該補助金の対象個体であることが確認できていると判断した。

- (2) 捕獲個体の確認以外の手続きについて、関係書類を確認し、関係法令に基づき適正に処理され、支出されたものと判断した。

以上のことから、本件請求の対象である支出が違法又は不当に行われたとは言えず、本件請求には理由がないと判断した。

第4 意見

本件請求に関する監査委員の判断は上記のとおりであるが、監査委員合議の上、次のとおり意見を付すこととした。

本件請求の対象となったイノシシの捕獲個体の確認書添付の写真は、確認者の顔がマスク着用のため隠れていること、スプレーで着色することとされている個体の尾が確実に確認できると言い難いことなど、当該補助金に係る記録写真としては十分でないように思われる。また、本件請求に係る捕獲個体の確認書の作成にあたり、本来1件として作成すべき確認書を2件として作成するという誤りも見られたところである。

関係部局においては、今後、写真撮影を含む検収方法及び確認記録の作成方法について、松江市の捕獲奨励事業補助金の対象個体であることが確実に確認できるよう改善するとともに、検収及び確認記録の作成を定められた方法で行うことについて関係者に徹底されたい。